

県内事業所 各位

茨城県保健福祉部感染症対策課

職場における積極的な検査等の実施について（周知）

日頃より本県の新型コロナウイルス感染拡大防止に御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件について、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針において、「政府は、クラスターの大規模化及び医療のひっ迫を防ぐ観点から、（略）職場においても、健康観察アプリも活用しつつ、軽症状者に対する抗原簡易キット等を活用した検査を実施するよう促すとともに、クラスターの発生が懸念される職場に関する重点的な取組を働きかけ、陽性者発見時には、幅広い接触者に対して、保健所の事務負担の軽減を図りつつ、迅速かつ機動的に PCR 検査等を行政検査として実施する」とされているところです。

また、厚生労働省及び内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から「職場における積極的な検査等の実施について」事務連絡がありました。

については、各事業所においても、新型コロナウイルス感染の早期確認等にご活用頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1 本件に係る厚生労働省事務連絡一覧について

- ・令和3年7月6日付け事務連絡 「職場における積極的な検査等の実施について（報告依頼）」
- ・令和3年6月25日付け事務連絡 「職場における積極的な検査等の実施手順（第2版）について」
- ・令和3年6月1日付け事務連絡 「職場における積極的な検査等の実施について」

2 本件の概要について

- ・検査を管理する従業員（※1）を定め、厚労省が公表している研修（※2）を受講し、当該研修を受けた従業員の名簿を作成し保存する等の体制を整備することで、事業所においても抗原簡易キットによる従業員への検査が可能となります。
- ・確認書を医薬品卸売販売業者に提出することで、事業所においても抗原簡易キットの購入が可能（※3）となります。
- ・詳細については、厚生労働省事務連絡をご確認の上、ご活用ください。また、本検査による陽性判明時には、必ず医師に相談し、判断を仰いでください。

※1 検査の実施に関する必要な事項・注意点を理解し、実際に検査を行う際に被験者への指示や検査結果の判定等を行う

※2 以下の厚生労働省 URL を参照

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00270.html

※3 抗原簡易キットの購入及び使用状況について、厚生労働省に報告が必要

3 抗原簡易キットの特性について

- ・その場で簡便かつ迅速に検査結果が判明します。
- ・現状では、対象者は発症初日から9日目の有症状者の確定診断に用いられるため、インフルエンザ流行期等における発熱患者等への検査に有効です。
無症状者への使用は不可となります。

4 その他

発熱等の症状がある方は、無理をせず、まず、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関に電話連絡をした上で受診して頂くようお願いいたします。かかりつけ医がない場合などについては、近隣の診療・検査医療機関をご案内いたしますので、受診・相談センターにご相談ください。

<茨城県新型コロナウイルス感染症受診・相談センター>

対応時間 8時30分～22時00分（土日・祝祭日・年末年始を含む）

電話番号 029-301-3200

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/yobo/kiki/yobo/kansen/idwr/information/other/documents/corona-soudan.html>

（問合せ先）

〒310-8555 水戸市笠原町 978-6

茨城県 保健福祉部 感染症対策課

予防・対策G（担当 江橋、関）

電 話 029-301-3219

E-mail yobo9@pref.ibaraki.lg.jp